

各種イベントにおける飲食物関係出店者への周知等について

食中毒を防止し、食中毒等事故発生時に適切に対応するため、下記について御了知いただくとともに、出店者への周知及び臨時出店届の取りまとめについてよろしく申し上げます。

記

1. 飲食店営業許可(露店又は自動車)もしくは臨時出店届出について

各種イベントで飲食物を提供するためには食品衛生法に基づく飲食店営業許可(露店又は自動車)もしくは臨時出店届出が必要です。

(1) 飲食店営業許可(露店又は自動車)を要する場合

イベント等への出店であっても、飲食物の提供等が独立した事業と認められる場合は、飲食店営業許可(露店又は自動車)が必要です。

すでに固定施設で食品営業許可を取得されている方が調理し提供する場合は、原則として営業と見なし、飲食店営業許可(露店または自動車)が必要となりますが、固定店舗の営業許可の範囲で製造した包装済商品の販売は可能です。

許可が必要な方が、許可を受けずに営業を行った場合、食品衛生法違反に問われる場合があります。

主催者は、営業者が出店する場合は許可証の写し等の提出を求め、営業に必要な許可を持っているか、下記※について、確認を必ず行うようにしてください。

- ※ 営業区域に出店場所の「丹波市」または「丹波篠山市」が含まれているか。
(兵庫県の許可証で「県下一円(ただし神戸市、・・・)」と記載されていれば、「丹波市」、「丹波篠山市」は含まれています。)
- ※ 有効期限が切れていないか。
- ※ 出店品目が許可証の条件欄に記載されている内容と合致しているか。

なお、上記を主催者で把握された出店者につきましては、当所に報告いただく必要はありません。

(2) 臨時出店届出を要する場合

臨時出店届は、町内会、子供会、PTA等が地区の夏祭りや学校の文化祭等に出店するといった次の①②に該当するものが対象です。

- ① 社会通念上、業と認められない範囲で飲食物を提供する場合
- ② 出店が1年に1回かつその日数が連続して3日以内

上記に該当するか明確にするため出店者個人名ではなく、原則として、イベントの主催者が届出者となり、別添様式により出店者について取りまとめの上、「臨時出店届」をイベントの1週間前までに当所に提出してください。

当所は衛生指導を行った後、届出書に受付印を押印した写しを交付します。

なお、取り扱うことが出来る食品は、調理作業が簡単で、提供直前に最終加熱調理されるものに限ります。

2. 出店者募集時の周知等について

主催者として出店者を募集する場合は、上記1について十分理解いただき、その内容を募集要項等に記載し出店者に周知をお願いします。

また緊急時、速やかに当所へ情報提供いただく必要がありますので、主催者におかれましては、会場平面図の出店場所ごとに、出店者名、出店品目、出店者の緊急連絡先を取りまとめ、飲食店営業(露店又は自動車)許可証又は臨時出店届出書のコピーとともに保管をお願いします。

【問い合わせ先】

〒669-3309

兵庫県丹波市柏原町柏原 688

兵庫県丹波健康福祉事務所（丹波保健所）

食品薬務衛生課

TEL 0795-73-3769 FAX 0795-73-0259